

社会福祉法人勝曼会法人本部「ご意見箱」の運用に関する取扱要綱

(目的)

第1条 透明で公正公平な開かれた施設運営を行うため、御利用者、利用者御家族、職員等（「以下関係者」という）からの提案、意見、苦情等（以下「意見等」という）などを募り、施設運営の質の向上を目的として設置する「ご意見箱」の運用について、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 関係者が抱えている問題意識や提案等の率直又は自由な意見等を直接法人経営者につたえることができる法人「ご意見箱」を設置し、施設運営の自立性を高め法人改革につなげていく。

(意見等の提出)

第3条 提案等は、特別養護老人ホームあすみの丘・特別養護老人ホーム バウムあすみの丘の玄関ホールにそれぞれ1台ずつ「ご意見箱」を設置し、手紙等で投函できるものとする。

2 「ご意見箱」は、メールでの受付も可能とする。

メールアドレス：goiken@asuminooka.or.jp

3 発信する意見等の内容等に制限は設けない。

(意見等の取扱)

第4条 意見等については、法人本部長が内容を把握し速やかに理事長へ回覧する。

(意見等に対する回答)

第5条 理事長は、意見等に対し誠意をもって回答する。ただし、次に掲げるものについては、回答しない。

- (1) 意見等の趣旨が意味不明なもの
- (2) 回答を希望されていないもの
- (3) 他人を誹謗中傷するもの
- (4) 団体等からの団体行動によるもの
- (5) 係争中及び交渉中の案件に係るもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が回答を行うことが適当でないことを認められたもの

2 意見等に係る回答は、出来るだけ速やかに行うものとする。ただし、次の各号のいずれかのものについては、この限りではない。

- (1) 関係機関等の意見調整に相当の期間を要するもの
- (2) 理事会に報告等を行う案件であるもの
- (3) その他特別な事情があるもの

(意見等及び回答の公開)

第6条 理事長は、意見等及び回答を意見提出者の了解のもと法人ホームページに掲載することにより公開することができる。

2 理事長は、次に掲げる措置を行い、提案等及び回答を公開することができる。

- (1) 提案等の主旨を損ねない範囲での要約
- (2) 特定の個人及び法人等が類推できる部分の削除
- (3) 同一人から提出された複数の類似の提案等の集約

3 意見等及び回答を行った者の氏名については、公開しない。

(意見等及び回答の公表期間)

第7条 意見等及び回答の法人ホームページでの公表期間は、掲載日から1年後の日の属する年度末までとする。ただし理事長の判断により、回答が現状にそぐわなくなった場合は、適宜削除する。

(事務処理)

第8条 法人本部「ご意見箱」の運用に係る事務については、社会福祉法人勝曼会法人本部が所管する。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 関係者は、意見等の発信を理由として、一切の不利益な取り扱いを受けることはない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、社会福祉法人勝曼会法人本部「ご意見箱」の運用に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和2年1月14日から施行する。